

譲渡所得がある方へ

譲渡所得の申告相談は、税務署で指定された日に申告してください。市県民税の申告をする必要はありません。

なお、農業所得もあって、農業所得分だけを事前に相談したい場合は、税務署の指定する日の前に市県民税申告相談会場へおいでください。

申告へ持参するもの

☆申告書と印鑑。

☆給与所得や年金所得がある場合は源泉徴収票。

☆9年中に支払った生命保険料

(個人年金保険料を含みます)や損害保険料の控除証明書(保険会社で発行します)

☆営業所得や不動産所得がある場合は、申告書と一緒に送られた収支計算書(記入してください)と帳簿などの関係書類。

☆その他、必要と思われる領収書や証明書など。

市県民税の申告相談日

農業所得があるかたで、税務署



から確定申告書が送られたかただけを対象に、次の日程で申告相談を行います。

通知書の指定日を確認のうえご来場ください。指定日が都合の悪いかたは、相談期間中の都合のつく日においでください。

期 日	相談受付区域	場 所
2/2 (月)	下川沿地区	中央公民館第1・2研修室(1階)
3 (火)	二井田地区	
4 (水)	上川沿・大館地区	
5 (木)	真中・大館地区	
6 (金)	長木地区	
7 (土)	十二所地区	
9 (月)	花岡・矢立地区	
10 (火)	釈迦内地区	

申告相談受付時間・9時～16時

※これ以外の市県民税申告相談の日程は次号でお知らせします。

所得税の確定申告は2月16日～3月16日

九年分の所得税の確定申告は二月十六日から三月十六日までです。税務署から所得税の確定申告書が送られたかた(農業所得があるかたを除きます)は、税務署へ申告してください。税務署へ申告すれば市県民税の申告をする必要はありません。

なお、医療費控除や災害、盗難などでの雑損控除を受けようとする場合は、税務署へ申告する必要があります。

正しい申告を期限内に

期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、一部の控除ができなくなるほか、所得証明書の発行もできなくなります。自分の所得の状況を最も良く知っているのは、納税者の皆さん自身です。期限内に正しい申告をしましょう。

問い合わせ先
税務課市民税係 ☎49-3111

(内線232・233)

サラリーマンの確定申告



サラリーマンでも次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

- ・給与の年収が2,000万円を超えるかた。
- ・給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円を超えるかた。
- ・給与を2カ所以上から受けているかた。

また、確定申告をすると次のような場合には源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ・住宅をローンなどで取得した場合。
- ・多額の医療費を支払った場合。
- ・災害や盗難にあった場合。
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合。

問い合わせ先
大館税務署 ☎42-0671